

多度津町保育施設利用調整点数表（令和9年度～）

基本点数

※父母の合計点数が異なる場合は、いずれか低い方を合計点数とする。

就労	居宅外就労 自営業	月140時間以上の就労を常態とする場合	12
		月120時間以上140時間未満の就労を常態とする場合	10
		月80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	8
		月48時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	7
	内職	月140時間以上の就労を常態とする場合	9
		月120時間以上140時間未満の就労を常態とする場合	8
		月80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	7
		月48時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	6
就学	月140時間以上の就学を常態とする場合	10	
	月120時間以上140時間未満の就学を常態とする場合	9	
	月80時間以上120時間未満の就学を常態とする場合	8	
	月48時間以上80時間未満の就学を常態とする場合	7	
妊娠・出産		出産のため保育ができない場合	10
育児休業		育児休業時に既に保育施設を利用し、続けて利用する場合	3
疾病	入院	1か月以上の入院または入院見込み	12
	居宅内	常時臥床の場合	12
		1か月以上の安静を要すると診断された場合または日常生活動作に支障をきたしている場合	8
		上記以外で通院加療が必要な場合	7
	心身障害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1～2級所持」、「療育手帳㊿又はA所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	12
		「身体障害者手帳3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「療育手帳㊿又はB所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	10
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	7
介護・ 看護	居宅外	週5日以上付添看護（介護）	8
		週4日付添看護（介護）	7
		週3日以内付添看護（介護）	6
	居宅内	全介護の場合	9
		一部介護の場合	6
		上記以外で通院加療が必要な場合	4
		「身体障害者手帳1～2級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1～2級所持」、「療育手帳㊿又はA所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	9
		「身体障害者手帳3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「療育手帳㊿又はB所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	6
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3
求職活動		求職活動中のため日中の外出を常態とする場合	3
災害		災害により、復興活動を要するために保育ができない場合	12
虐待・DV		虐待やDVの恐れがある場合（児童相談所等の証明が必要）	12

調整点数（重複可）

児童福祉法による支援が必要な人（基本点数の「虐待・DV」と重複不可）	10
児童福祉法による支援が必要なおそれがある人（基本点数の「虐待・DV」と重複不可）	9
保護者が保育士等であり、保育施設で就労または就労予定である人	3
地域型保育事業の修了児童（連携施設に関する経過措置期間のみ）	5
産休・育休明け	2
生活保護世帯（就労が自立につながる場合）	2
ひとり親家庭（児童扶養手当の認定が必要）	3
多胎児である場合	2
その他児童福祉の観点から保育の必要性が高いと認められる場合	2
本人またはきょうだい児に保育料の滞納があり、納付相談や納付約束の履行をしない者	-2

同一点数時の取扱い

1	保護者が保育士等であり、保育施設で就労または就労予定である場合（町内勤務＞町外勤務）
2	当該施設の在園児にきょうだいがいる場合
3	ひとり親家庭である場合
4	当該施設への希望順位が高い順
5	災害＞虐待・DV＞就労＞就学＞妊娠・出産＞疾病＞介護＞育児休業＞求職活動
6	育児休業の延長可否（延長不可＞延長可）
7	保育料算定年度の保育料算定者の合計所得が低い順